

○愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における宇和島市移住支援金交付要綱

平成31年 4 月 1 日

要綱第 4 5 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日要綱第 5 5 号

令和 3 年 3 月 1 日要綱第 3 9 号

令和 3 年 3 月 2 3 日要綱第 9 8 号

令和 4 年 4 月 1 日要綱第 8 0 号

令和 5 年 3 月 3 1 日要綱第 3 4 号

令和 5 年 8 月 1 日要綱第 9 0 号

令和 6 年 4 月 1 日要綱第 6 0 号

令和 7 年 4 月 1 日要綱第 6 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、愛媛県デジタル田園都市国家構想総合戦略及び宇和島市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛媛県と共同して行う愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市内に移住した者が、愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における宇和島市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）、愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領、愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(移住支援金の額)

第 2 条 移住支援金の額は、単身の申請の場合にあつては60万円、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(対象者の要件)

第 3 条 移住支援金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時において、第 1 号の要件を満たし、かつ、第 2 号から第 5 号までのいずれかの要件を満たす者とする。なお、世帯として申請をする場合にあつては、第 6 号の要件を満たす者を移住支援金の交付対象とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(ア) 市内に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び令和2年国勢調査における人口と平成22年国勢調査における人口を比較して減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学を前段の通勤とみなすことができる。

(イ) 市内に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(ア) 愛媛県において移住支援事業の詳細が公表された日以降に転入したと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、愛媛県及び本市が認める場合を除く。

(エ) その他移住支援金の交付対象として適当と認められる者であること。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げるア又はイの要件を満たすこと。

ア 一般的な就業に関する要件として、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(ア) 勤務地が本市に所在すること。

(イ) 就業先が、愛媛県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者において、3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) (イ)に掲げる求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就業に関する要件として、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(ア) 勤務地が本市に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件として、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 本市でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと。

（４） 関係人口に関する要件として、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 本市に居住経験のある者

イ 宇和島クラブ会員であり、かつ、東京圏で開催する関係人口創出を目的とした本市が主催するイベント等への参加経験がある者

ウ 農林水産業に就業する者

（５） 起業に関する要件として、移住支援金の申請時において、愛媛県が交付する起業支援金の交付決定を 1 年以内に受けていること。

（６） 世帯に関する要件（世帯として申請する場合に限る。）として、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 対象者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 対象者を含む 2 人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 対象者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、愛媛県において移住支援事業の詳細が公表された日以降に転入したこと。

エ 対象者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後 1 年以内であること。

オ 対象者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付申請）

第 4 条 申請者は、愛媛県移住支援事業に係る宇和島市移住支援金交付申請書（様式第 1 号）に就業証明書（様式第 2 号、様式第 2 号の 2 又は様式第 2 号の 3）並びに本人確認書類及び前条の要件を満たすことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第 5 条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めたときは、速やかに愛媛県移住支援事業に係る宇和島市移住支援金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。な

お、審査の結果、移住支援金を交付することが不適当と認めた場合又は予算上の理由等により当該年度において移住支援金の交付ができない場合についても、その旨を申請者に通知するものとする。

（移住支援金の交付）

第6条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）に対し、第4条の規定により申請のあった日から3月以内に移住支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 受給者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、愛媛県移住支援事業に係る宇和島市移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の再交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに愛媛県移住支援事業に係る宇和島市移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第5号）を受給者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、この要綱に基づく移住支援事業が適切に実施されているかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、受給者及び関係機関等に対し、当該事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

（1） 次のいずれかに該当したときは、全額の返還を求めるものとする。

ア 虚偽の申請等をしたとき。

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出したとき。

ウ 第3条第2号に該当する者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 愛媛県が交付する起業支援金の交付決定が取り消されたとき。

（2） 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出したときは、半額の返還を求めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日要綱第55号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に本市に転入する者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月1日要綱第39号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月23日要綱第98号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要綱第80号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月31日要綱第34号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和5年8月1日要綱第90号）

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日要綱第60号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日要綱第67号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。